

弁護士による終活サポート

独身の方、子どもがいない方、子どもが遠方に住んでいる方などの終活を支援します！

▶1 ホームロイヤー契約（委任契約）

判断能力は十分であるが、一人暮らし・入院等で、財産の把握・管理、各種手続等の定期的なサポートが必要な方

【弁護士費用（税別）】
定期的な面談（法律相談を含む）
財産管理 月額5千円～
月額1万円～

健常時

判断能力が
不十分な状態

死亡後

契約

▶2 遺言（公正証書遺言等）

相続に関する将来の紛争を防ぐため、相続人等に
対して自分の意思を伝えたい方
法定相続分と異なる割合で相続させたい方

【弁護士費用（税別）】
公正証書遺言
定型 10～20万円
非定型 20万円～

作成

遺言執行

※公正証書遺言の場合は公証人に支払う手数料が別途必要

▶3 死後事務委任契約

自分が亡くなった後の事務手続（火葬・納骨の手続、医療費の支払、税金の納付、家財の処分等）を依頼されたい方

【弁護士費用（税別）】
報酬 50万円～
※事務処理費用が別途必要

契約

事務処理

▶4 成年後見制度（補助・保佐・後見）

判断能力が十分でないため（不十分、著しく不十分、欠けているのが通常の状態）、財産管理等のサポートが必要な方

【弁護士費用（税別）】
申立て 15万円～
後見人等の報酬 月額2万円～
※報酬は家庭裁判所が決定

申立て

▶5 任意後見制度

判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめサポートしてもらう体制（後見人等の指定等）自分で整えておきたい方

【弁護士費用（税別）】
後見人等の報酬 月額2万円～
※家庭裁判所選任の任意後見監督人への報酬が別途必要

契約

事務処理

※任意後見契約公正証書作成のため公証人に支払う手数料が別途必要